

新宿区の国民健康保険に加入している方へ 夏季保養施設の利用方法が変わります

国民健康保険夏季保養施設の利用方法を変更します。

これまでは指定の保養施設をご利用いただいていたが、今夏からJTBまたは近畿日本ツーリストで取り扱う宿泊施設等を利用する場合には、宿泊料の一部を補助する方法になります。

国内の宿泊施設と国内旅行(パックツアー)の利用が対象です。

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078・☎(3209)1436へ。詳しくは同課・特別出張所で配布の「平成26年度新宿区国民健康保険夏季保養施設のご案内」でご確認ください。

対象者

新宿区の国民健康保険に加入している方

※国民健康保険料を滞納している世帯の方、後期高齢者医療制度などほかの保険制度に加入している方、宿泊料が発生しない場合は対象になりません。

補助期間

平成26年7月1日(火)～9月30日(火)の宿泊

補助金額

1人1泊につき3千円を限度に、1人1泊2泊まで補助

※2泊利用する場合は、連続する宿泊が補助対象です(宿泊場所は異なって可)。

補助の手続き

JTBまたは近畿日本ツーリストの新宿区内の営業所に、施設等の空き状況を確認してください。

▼「平成26年度新宿区国民健康保険夏季保養施設のご案内」に綴じ込んである往復はがきで、区の医療保険年金課に「宿泊補助」を申し込んでください。

▼医療保険年金課で宿泊補助の資格を確認し、承認後、申込代表者に宿泊補助券を送付します。

▼旅行会社で旅行代金を支払う際に、宿泊補助券を提出して補助額相当分を差し引いた額を支払います。

※2泊を超える宿泊は、2泊分までが補助対象です。

※宿泊施設等を利用後の補助はできません。事前に手続きをお願いします。



区の花「ツツジ」のポーズ

いつまでも輝いて過ごそう 「新宿いきいき体操」に参加しませんか

「新宿いきいき体操」は、新宿区にちなんだ「歌舞伎」や新宿区の花「ツツジ」のポーズなどの動きが、ストレッチや筋力アップ、バランス能力アップの動作として盛り込まれている介護予防体操です。立っても座ってもできます。

体操の講習会

講習会は、区内5か所で6月～11月に開催します。新宿いきいき体操サポーターの皆さんと一緒に、体操を覚えませんか。

毎回テーマが変わる介護予防のミニ講座もあります。

●6月・7月の参加者を募集

【日時】会場：講座のテーマ

▼6月5日(木)：牛込笹筒地域センター(笹筒町15)／お口まわりの筋力アップで若返り

▼7月1日(火)：落合第一地域センター(下落合4-6-7)／膝の痛みを予防していきいきと歩こう

時間はいずれも午後2時～4時

【対象】区内在住・在勤の方、各30名程度

体操指導員養成セミナー

新宿いきいき体操の指導法を学び、指導員(新宿いきいき体操

5月は25日 第4日曜日の区役所本庁舎 窓口開設

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)

※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類等がないと、届出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。)

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

●住民記録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届出(前住所地の区市町村に確認が必要な場合は手続きできない場合があります。)

▼国外からの転入は取り扱いません。▼外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書)が必要)。

●戸籍

▼戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)。

▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族(関係が確認できる書類が必要)のみ)。

●国民健康保険

▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなく、退職証明書でも代用可)。

▼資格の喪失(職場の健康保険証が必要)

●区税

▼納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)

●税金

▼納税・課税(非課税)証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)

【問合せ】区税課(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

【問合せ】医療保険年金課(本庁舎4階) ☎(5273)4139へ。

【問合せ】戸籍住民課(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

【問合せ】戸籍住民課(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

5月25日は国民健康保険料の納付相談も実施

保険料未納の状態が続くと、次回の保険証の更新時に、通常より有効期限の短い保険証や資格証明書に切り替わる場合があります。また、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。

この機会に相談ください。納付も受け付けます。

【日時】5月25日(日)午前9時～午後4時30分

【会場】問合せ：医療保険年金課(本庁舎4階) ☎(5273)3873・4530へ。

※保険料の納付相談は、区役所本庁舎休日窓口開設日の6月22日(日)にも実施します。

※火曜日(祝日等を除く)は、午後7時まで相談・保険料の納付をお受けしています。

サポーター)として体操の普及活動をしてみませんか。

セミナーを修了した方には修了証をお渡しし、サポーター名簿に登録します。ご希望により体操の講習会などで、デモンストラクションにご協力いただきます。

【日時】6月17日(火)・24日(火)午後2時～4時、全2日

【会場】大久保地域センター(大久保2-12-7)

【対象】18歳以上で、サポーターとして体操の普及にご協力いただける方、20名程度(すでに受講した方を除く)

※2日とも必ずご参加ください。

【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階) ☎(5273)4568へ。先着順。

第3次子ども読書活動推進計画の達成状況

この計画(計画期間/平成24年度～27年度)では、子どもの読書活動について目標値を定めています。25年度の目標達成状況は下表のとおりです。今後も、すべての目標値の達成に向けて取り組みを続けていきます。

【問合せ】こども図書館 ☎(3364)1421へ。

目標(対象)	24年1月末基準値	25年1月末	26年1月末現在値	27年度目標値
区立図書館の子ども延べ利用人数の増加(区内在住の子ども対象)	小学生以下 95,796人	98,006人	98,102人	102,000人
	中学生 12,666人	12,595人	13,083人	14,000人
	合計 108,462人	110,601人	111,185人	116,000人
区立図書館の団体貸出冊数の増加(区内の公立と私立の保育園・幼稚園・子ども園・児童館・小学校・中学校等)	42,744冊	46,409冊	49,781冊	50,000冊
区立小・中学校の児童・生徒の不読者率(1か月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合)の減少	小学生 9.9%	10.1%	6.4%	5%以下
	中学生 23.8%	19.1%	12.8%	20%以下
1か月間に学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合の増加(授業で学校図書館を使った場合を除く)	小学生 75.0%	61.3%	67.8%	85%
	中学生 27.0%	24.3%	29.1%	40%
読書が好きな児童・生徒の割合の増加	小学生 86.0%	83.4%	85.3%	95%
	中学生 77.0%	73.7%	74.8%	85%